

令和5年11月10日
独立行政法人農畜産業振興機構

契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る
平均取引価額の算定誤りについて（お詫び）

契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業の実施に当たり、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」）がホームページ上で公表している平均取引価額について、消費税相当額を除いた価額とすべきところ税込額で公表しておりました。

本件に関し、現在、事実確認を踏まえ対応を検討しているところでございますが、概要につきまして御報告いたします。

関係者の皆様には、多大な御迷惑をおかけすることとなり、深くお詫びいたします。また、今後の対応の詳細については、方針が決まり次第、改めて御案内いたします。

1. 事案の概要

機構では、生産者と実需者との野菜の契約取引を推進し、生産者等が負うリスクを軽減するための措置として、平成14年度から契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業を、また、平成23年度から契約野菜収入確保モデル事業を行っております。

これら事業の実施にあたり、機構は交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定を行っております。

平均取引価額は、機構が農林水産省統計部から取得する卸売市場の取引価格（指標10市場卸売会社別、品目別、県別の取引数量、取引価格及び取引価額の集計データ）を機構の平均取引価額算定システム（以下「業務システム」）を使用して取得・集計・品目別算定を行い、ホームページ上で公表しているものです。

この平均取引価額について、機構は、消費税相当額を除いた価額で公表すべきところ、平成22年4月以降、消費税を含む価額で公表しており、そのため機構が公表した平均取引価額は消費税相当分（5%又は8%）が上乗せされた価額となっております。なお、平成22年3月までに公表した平均取引価額は、消費税を除いた価額で公表していたことを確認しております。

2. これまでに講じた措置

機構がこれまで公表していた平均取引価額については、令和5年10月3日（火）から公表を中断しており、現在、各事業に交付申込を行っている利用者に対しましては、機構担当者から個別に事業の発動状況等をお知らせしております（機構ホームページにもお知らせを掲載）。

(<https://www.alic.go.jp/content/001232489.pdf>)

また、消費税を除いた価額で再計算を行うため、平均取引価額の算定を担う機構の業務システムの一部改修を早急を実施するべく、手続を進めております。

3. 今後の対応

- (1) 現在、各事業に交付申込を行っておられる利用者の皆様につきましては、業務システムを一部改修し、正しい平均取引価額が公表できるまでの当面の間、引き続き、機構担当者から個別に事業発動状況等をお知らせします。
- (2) 各事業を過去、利用された皆様につきましては、すでに交付した交付金額の多寡が生じている可能性がございます。これらの対応につきましては、具体的な方針が決まり次第、改めて御案内いたします。

【問い合わせ先】

野菜振興部 契約取引推進課

担 当：伊東、古河

電話番号：03-3583-4341